

II 利用上の注意

1 集計対象等について

(1) 総括統計表、産業細分類別統計表、市町別統計表、規模別統計表

①『総括統計表』の第1表

産業大分類「I-卸売業・小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額、商品手持額および売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

②『総括統計表』の第2表～第9表、『産業細分類別統計表』、『市町別統計表』、『規模別統計表』

産業大分類「I-卸売業・小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所(集計対象(有効回答)事業所)について集計した。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・ 産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること。

このため、上記①の集計と事業所数、従業者数、年間商品販売額は一致しない。

なお、年間商品販売額と売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている(表1)。

表1 各統計表における集計対象の比較

統計表		集計対象	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)	売場面積(m ²)
総括統計表	第1表	①	11,018	73,687	1,843,056	1,092,797
	第2～9表					
産業細分類別統計表	第1～2表	②	8,568	57,297	1,843,056	1,092,797
市町別統計表	第1～3表					
規模別統計表	第1～3表					
業態別、立地環境特性地区別統計表(小売業)	第1～4表	②	6,501	40,506	729,732	1,092,797

(2) 業態別、立地環境特性地区別統計表

小売業に分類された事業所のうち、上記②に該当する事業所を業態区分の定義(別表2「業態分類表」)および立地環境特性区分の定義(別表3「立地環境特性の区分および定義」)により再集計したものである。

(3) 概況における留意点

- ・ 平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定および調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しないため、比較は行っていない。
- ・ 概況において「平成24年」の数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の結果である。
- ・ 平成24年経済センサス-活動調査との比較は、両調査の集計対象範囲の違いもあるため、参考値とする。

2 各統計表の表章項目の説明および留意点

(1) 共通事項

- ・ 「売場面積」の「不詳」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業(宅配専門)、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンドおよび新聞小売業(宅配専門)に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所は不詳となる。
- ・ 「営業時間」の「不詳」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)に属する事業所は不詳となる。
- ・ 年間商品販売額、商品手持額およびその他の収入額の産業分類別数値については、十万円単位

で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

- ・「個人」には「法人でない団体」を含む。

(2)『総括統計表』第1表

- ・平成26年の数値の集計対象および第2表以降との数値の違いについては、「1 集計対象等について」を参照。
- ・平成24年の数値は「経済センサス-活動調査報告」の数値である。
- ・平成11年、平成16年は、商業統計の簡易調査のため商品分類番号3桁で調査している。これに伴い、平成11年、平成16年の産業細分類の数値は、接続可能な分類のみ掲載している。したがって、合計、産業中分類および産業小分類と、その内訳である産業細分類の積み上げ値とは一致しない場合がある。

(3)『業態別、立地環境特性地区別統計表』第1～3表

「業態分類」と「産業分類」との関係では、以下のア～ウについては、名称が類似していても定義が異なるため、留意する必要がある(具体的な定義の相違等については、別表1「業態分類表」の備考欄や脚注を参照)。

ア 業態分類「コンビニエンスストア」と産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

イ 業態分類「うちホームセンター」と産業分類「6091 ホームセンター」

ウ 業態分類「無店舗販売」と産業分類「61 無店舗小売業」

3 記号および注記

- ・各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- ・比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- ・該当数字がないものおよび分母が0のため計算できないものは「-」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」で表した。
- ・「x」は、集計対象となる事業所数が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1または2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

4 広域市町村圏

広域圏	圏内市町
福井坂井地区	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町
大野勝山地区	大野市、勝山市
丹南地区	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
嶺南地区	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

5 その他

- ・この統計表に掲載された数字を他に掲載する場合は、「福井県の商業」による旨を明記してください。
- ・問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県総合政策部 政策統計・情報課 産業統計グループ

TEL:0776-20-0272(直通)

別表2 業態分類表

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等(注2)	売 場 面 積	営業時間	備 考
1.百貨店	×	産業分類「561百貨店,総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上 (都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業分類「561百貨店,総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
(1)大型百貨店			3000㎡未満 (都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2)その他の百貨店					
2. 総合スーパー	○		3000㎡以上 (都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(1)大型総合スーパー			3000㎡未満 (都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2)中型総合スーパー					
3.専門スーパー	○	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち 6021+6022+6042が0%を超え70%未満	250㎡以上		
(1)衣料品スーパー					
(2)食料品スーパー					
(3)住関連スーパー うちホームセンター(注4)					
4. コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものを用いる。 産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. 広義ドラッグストア	○	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・603を25%以上扱い、かつ、6032を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用しており、「60321一般用医薬品」を扱っている事業所をいう。
うちドラッグストア		産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			
6. その他のスーパー	○	2、3、4、5以外のセルフ店			
7. 専門店	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上			
(1)衣料品専門店					
(2)食料品専門店					
(3)住関連専門店					
8. 家電大型専門店	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上		
9. 中心店	×	衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 食が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 住が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)			
(1)衣料品中心店					
(2)食料品中心店					
(3)住関連中心店					
10. その他の小売店	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店			
11. 無店舗販売(注5)	×	訪問販売+通信+カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100% 無店舗販売のうち、通信+カタログ販売+インターネット販売が80%以上	0㎡		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁および4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアおよび広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 業態分類「うちホームセンター」に分類される条件と、産業分類「6091ホームセンター」に格付けられる条件(以下に該当する事業所)は同一ではない。
・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「60211金物」、「60221荒物」および「60421苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

(注5) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%および売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。

別表3 立地環境特性の区分および定義

特性番号および区分		定 義
商業集積地区細分		
10	商業集積地区	主に都市計画法8条に定める「用途地域」のうち、商業地域および近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。 概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは、小売店、飲食店およびサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものをいう。 また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル(駅ビル、寄合百貨店等)は、原則として一つの商業集積地区とする。
11	駅周辺型商業集積地区	JRや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。
12	市街地型商業集積地区	都市の中心部(駅周辺を除く)にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。
13	住宅地背景型商業集積地区	住宅地または住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。
14	ロードサイド型商業集積地区	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう(都市の中心部にあるものを除く)。
15	その他商業集積地区	上記「11駅周辺型商業集積地区」～「14ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。
20	オフィス街地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域および近隣商業地域であって、上記「10商業集積地区」の対象にならない地区をいう。
30	住宅地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住宅専用地域、第一種・第二種住居地域および準住居地域をいう。
40	工業地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域および工業地域をいう。
50	その他地区	都市計画法第7条に定める市街化調整区域および上記「10商業集積地区」～「40工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。

(注1) 個々の事業所における用途地域の格付けにあたっては、その過程において国土交通省国土政策局「国土数値情報(用途地域)」を利用している。

(注2) 上記数値情報については、平成26年商業統計調査の実施日である平成26年7月1日現在の都市計画法上の用途地域との時間的な差異、および空間的誤差が生じる場合がある。